

令和7年9月18日
文化庁著作権課

「著作権法施行規則の一部を改正する省令案」に関する
パブリックコメント（意見公募手続）の結果について

標記のパブリックコメント募集について、令和7年8月1日から令和7年8月31日までの期間、電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォーム・電子メール・郵便を通じて、広く国民の皆様から御意見の募集を行いましたところ、本件に関して15件の御意見をいただきました。

主な御意見の概要及びそれに対する文化庁の考え方は別紙のとおりです。

今回御意見をお寄せいただきました多くの方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

分類	主な御意見の概要	御意見に対する文化庁の考え方
1. 指定補償金管理機関について	<p>指定補償金管理機関については、著作権者等が得るはずだったお金を補償金等として預かるため、指定にあたっては、機関の継続性も含めて厳正な審査をお願いしたい。また、指定の結果については国民にも広く周知していただきたい。</p> <p>指定補償金管理機関について、その重要性に鑑み、補償金及び担保金の受領と分配の状況を記載した資料も公表するべきではないか。</p>	<p>提出された書類を基に、申請者が補償金管理業務を適正かつ確実に行うことができるかを厳正に審査した上で指定を行ってまいります。また、指定をした際には、官報及び文化庁ホームページで周知を行う予定です。</p> <p>指定補償金管理機関は事業報告書を作成・公表することとされているところ、補償金及び担保金の受領と分配の状況についても、事業報告書に記載されることとなると考えています。</p>
2. 登録確認機関について	<p>登録確認機関の登録の要件に、行政書士や司法書士、弁護士などの国家資格を持つ者又はそれに準じる資格を持つ者がいることを加えるべきではないか。</p> <p>登録確認機関の確認等事務規程について、担当者の責任の所在を明確にするため、確認等事務を行う担当者が備えるべき専門性を規程に明記させるべきではないか。</p>	<p>登録確認機関の業務は、申請の受付に関する業務、要件確認に関する業務、使用料相当額算出に関する業務であるところ、令和5年の著作権法改正後の著作権法（以下「新法」という。）においては、登録の要件として、確認等事務に従事する者のうちに、「著作権及び著作隣接権の管理に関する経験を有する者」及び「使用料相当額算出に必要な知識及び経験を有する者」が含まれていることとされています。新法のこれらの規定を踏まえ、行政書士や司法書士、弁護士などの国家資格を持つ者を要件とするのではなく、著作権等管理事業者の行う著作権等管理事業としての一定の業務経験を求めることが妥当であると考えています。</p> <p>登録確認機関の業務は、申請の受付に関する業務、要件確認に関する業務、使用料相当額算出に関する業務であり、新法において、登録の要件として、確認等事務に従事する者のうちに、「著作権及び著作隣接権の管理に関する経験を有する者」及び「使用料相当額算出に必要な知識及び経験を有する者」が含まれていることとされています。確認等事務は登録確認機関が組織として行うものであるため、必ずしも個々の事務担当者が備えるべき専門性を規程に明記する必要はなく、組織内に必要な専門性を</p>

		有した者がいることが担保されることが重要であり、この点は指定の審査によって担保されることとなります。
	登録確認機関の確認等事務規程に係る著作権等管理事業者への意見聴取の結果について、記載事項を明確にするべきではないか。	著作権法施行規則では、第 22 条の 2 のように記載事項を省令で定めない例もあり、必ずしも意見聴取の結果の記載事項を省令において定める必要はないものと考えていますが、登録確認機関に対し、記載事項について必要に応じて助言を行う予定です。
	登録確認機関は毎事業年度終了後に事業報告書により確認等事務の実施状況について報告することとされているが、文化庁長官への確認等事務の結果の送付が遅れた件数が多い場合や、遅れた理由が適切でない場合には、登録確認機関の登録を取り消すこととなるのか。	仮にご指摘のような事態があれば、まずは新法第 104 条の 41 に基づき、確認等事務の結果の送付が遅れた理由等について登録確認機関から報告徴収や立入検査を行うこととなります。その上で、登録確認機関が、確認等事務を公正に行わない、又は確認等事務規程に従わずに事務を行っているなどの不適正な状況が認められる場合には、新法第 104 条の 43 に基づく改善命令を行うことが考えられます。それでも改善が見られない場合には登録を取り消すなどの対応を行うこととなるものと考えています。
	登録確認機関が、裁定を受けようとする者その他の利害関係人から財務諸表等の交付を請求された際に、電磁的な手段での交付を原則とすることには賛成だが、電磁的記録の取扱いが困難な利用者に配慮して、紙面での交付も可能とするべきではないか。	新法第 104 条の 39 第 2 項第 4 号において、登録確認機関が財務諸表等を電磁的記録をもって作成している場合においても、請求者において書面での交付の請求を行うことは可能とされています。
	登録確認機関は使用料相当額算出の根拠を公開するべきではないか。	使用料相当額算出の方法に係る部分を含む確認等事務規程については、文化庁長官が文化審議会に諮問した上で認可することとされています。この過程で確認等事務規程は公開されることとなると考えています。
	登録確認機関の確認等事務について、やむを得ない事情がある場合には 7 営業日を超えて、その結果を文化庁長官に送付することができることとされているが、やむを得ない事情がある場合の送付期限についても設定するべきではないか。	「やむを得ない事情」には、使用料相当額算出に時間を要する場合以外にも、自然災害による業務の継続困難などの様々な事情が含まれるところ、やむを得ない事情がある場合の送付期限を一律に定めることはできないと考えています。

	登録確認機関が備え付ける帳簿の記載事項について、「要件確認及び使用料相当額算出の結果」を記載することとされているが、使用料相当額算出の根拠となる情報も加えるべきではないか。	使用料相当額算出の根拠となる情報は、案件によっては大部にわたる可能性もあるため、帳簿の一覧性の観点から、帳簿の記載事項にはしないこととしています。ただし、登録確認機関においては、申請書類等の適切な管理を通じて、使用料相当額算出の根拠となる情報を適切に保管する必要があると考えています。
3. どちらの機関にも関わること	指定補償金管理機関及び登録確認機関は著作隣接権に関する裁定の手続についても関わることとなるのか。	未管理著作物裁定制度に関する新法の規定は新法第 103 条において著作隣接権について準用されているため、両機関は著作隣接権に関する裁定の手続についても関わることとなります。
	指定補償金管理機関及び登録確認機関については、その重要性に鑑み、財務状況の外部監査を受けること、役員に利益相反がないことなどを義務付けるなど、規律を強めるべきではないか。	仮に両機関の運営状況において懸念があれば、新法 104 条の 28 及び第 104 条 41 に基づき報告徴収や立入検査等を行い、事実関係等を確認することとなります。その上で不適切な実態があることが認められた場合には、新法第 104 条の 29 及び第 104 条の 43 などに基づき、監督命令や改善命令を出すことが可能であり、必要に応じて、これらを通じて両機関の適正な運営を確保してまいります。
	指定補償金管理機関や登録確認機関の必要性や役割について、日本国外の権利者等からも関心が寄せられているため、周知活動を行う際には英語の資料も作成してほしい。	令和 7 年 12 月末頃を目途に、指定補償金管理機関及び登録確認機関の役割の説明等含む未管理著作物裁定制度に関するガイドライン（概要版）を日本語及び英語で作成し、公表する予定です。
	本省令案は、改正著作権法の円滑かつ公正な施行を支える重なる基盤を形成するものであり、その趣旨及び内容に賛同する。	貴重な御意見をいただきありがとうございます。

※ なお、今回の省令案に直接関係する上記の御意見の他に、今回の省令案に直接関係のない御意見を 56 件いただきました。貴重な御意見をお寄せいただきありがとうございました。